**第１章　計画の背景、概要**

**１．計画の背景**

　我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用（以下「医療費」という。）が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。

　このための仕組みとして、国は、平成１８年の医療制度改革において、医療費の適正化（以下「医療費適正化」という。）を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）に関する制度を創設しました。

　これを受け、大阪府では、国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に即して、平成２０年８月に第１期大阪府医療費適正化計画を、平成２５年３月に第２期大阪府医療費適正化計画を策定し、大阪府の医療費の現状や課題に基づき、具体的な数値目標を設定し、医療費の適正化に向けた取り組みを進めてきました。

　一方、国においては、医療費適正化の取組を国、都道府県、市町村、保険者等（保険者及び後期高齢者医療広域連合）、医療関係者などがそれぞれの立場から進めていくため、データに基づき医療費の地域差についてその背景も含めて分析し、地域差の縮小を目指していく考えを打ち出しているところです。また、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、都道府県が医療提供体制と医療保険制度の両側面で中心的な役割を担うことが期待されており、引き続き、医療費の伸びの適正化に向けた施策を着実に推進する必要があります。

　こうしたことを踏まえ、今般、第３期計画を策定するものです。

**２．計画の概要**

1. **計画の根拠**

第３期大阪府医療費適正化計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下、「法」という。）第９条第1項の規定に基づく法定計画です。

1. **計画の期間**

近畿厚生局（H28.7.1報告分より集計）

平成３０年（２０１８年）度から平成３５年（２０２３年）度までの６年間を計画期間とします。

**（３）計画の記載事項**

**ア　必要的記載事項（法第９条第２項）**

計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項

**イ　任意的記載事項（法第９条第３項）**

一 　住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

二 　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

三 　前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

四 　第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五 　当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

六 　計画の達成状況の評価に関する事項

**（４）他計画との関係**

本計画は、「大阪府健康増進計画」（健康増進法第８条第１項に規定する都道府県健康増進計画をいう。以下、「府健康増進計画」という。）、「大阪府保健医療計画」（医療法第３０条の４に規定する医療計画をいう。以下、「府保健医療計画」という。）、「大阪府高齢者計画」（介護保険法第１１８条第１項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下、「府高齢者計画」という。）及び「大阪府国民健康保険運営方針」（以下、「府国民健康保険運営方針」という。）と調和を図っています。

**（５）計画策定のための体制**

**ア　医療関係団体・医療関係者、医療保険関係団体、患者、専門家等の意見を反映させる場の設置**

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針では、都道府県医療費適正化計画の作成のために外部の専門家及び関係者（学識経験者、保健医療関係者、保険者等の代表者等）の意見を反映することが必要であり、そのための検討会や懇談会等を開催することが望ましいとされています。大阪府では、大阪府医療費適正化計画推進審議会（大阪府附属機関条例別表第一、平成２４年１１月１日設置）を通じて、これらの意見を本計画に反映しています。

**イ　市町村との連携**

市町村は、住民の健康の保持の推進に関しては、健康増進の啓発事業等を実施する立場であり、また、医療と介護の連携の推進に関しては、介護保険施設その他の介護サービスの基盤整備を担う立場の一つです。このため、本計画策定にあたっては、法第９条第７項に基づき市町村に協議を行いました。

**ウ　保険者との連携**

特定健康診査等の保健事業の実施主体である保険者等においては、平成２６年度からは特定健康診査等やレセプト情報を活用した効果的かつ効率的な保健事業を推進することとされ、各保険者等において当該事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）の策定及びそれに基づく事業の実施が進められています。また、保険者等では、加入者の立場に立って、良質な医療を効率的に提供していく観点から、医療関係者とともに、今後の医療提供体制の在り方の検討に参画していくことが期待されていることから、本計画策定にあたっては、法第９条第７項に基づき大阪府保険者協議会に協議を行いました。